

主な論点における他自治体の例について

条例に関する 主な論点	他都市の条例における条文要約		
	誰が	誰に対して	何をするか(させるか)
1 世代ごとの交通安全教育等の推進	自治体	市民(都府県民)	各関係団体等と連携した自転車交通安全教育の実施(京都府、京都市、福岡市等)
			定期的、段階的な歩行者及び自転車交通安全教育の実施(静岡市)
		保護者等	自転車交通安全教育の実施及び、保護者を対象に自転車交通安全教育を実施する者に対する情報提供等(京都市)
		高齢者	自転車交通安全教育の実施(埼玉県、名古屋市)
		各関係団体	自主的な自転車交通安全教育に対する情報の提供等(京都府、福岡市)
	教育機関	児童・生徒	自転車安全利用教育、啓発及び指導の実施(京都府、京都市、福岡市等)
			中学校及び高等学校の生徒に対する、自転車運転免許証交付等による自転車通学時の安全の確保(福岡市、堺市、静岡市等)
		学生・生徒	大学及び専修学校等における学生・生徒に対する自転車安全利用教育・啓発及び指導の実施(京都府、京都市、福岡市等)
	保護者等	監護する未成年者等	自転車安全利用教育及び指導の実施(京都府、福岡市、堺市等)
	事業者	通勤・事業活動で自転車を利用する従業員	自転車安全利用教育・研修等の実施(京都府、京都市、福岡市等)
	自転車小売業者	購入者	自転車利用者としての責務の周知、自転車安全利用の啓発等の実施(京都府、福岡市等)
			自転車安全利用に関する周知を効果的に行うため、市が実施する自転車安全利用研修の受講(堺市)
自転車貸出業者	貸出利用者	自転車安全利用に関する啓発等の実施(東京都、福岡市、名古屋市等)	

条例に関する 主な論点	他都市の条例における条文要約			
	誰が	誰に対して	何をするか(させるか)	
2 自転車事故の被害軽減及び被害者の救済	(1) 自転車用ヘルメットの普及促進	自治体	市民(都府県民)	自転車用ヘルメットの普及のための情報提供等の実施(京都府、滋賀県)
		自転車利用者		自転車用ヘルメットの着用(東京都、堺市、千葉市等)
		保護者等	幼児	自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に幼児を乗せる場合、乗車用ヘルメットを着用させる 義務 (京都府、鹿児島県)
			監護する未成年者等	自転車乗車用ヘルメットを着用させる 努力義務 (埼玉県、東京都、福岡市等)
			同居する高齢者	乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策についての助言(埼玉県、東京都、福岡市等)
		高齢者		自転車用ヘルメットの着用(大阪府、千葉県、名古屋市)
		地域住民	自転車用ヘルメットの着用が必要な者	自転車用ヘルメットの着用等についての助言、技術的援助(滋賀県)
		自転車小売業者	購入者	自転車用ヘルメットの着用等についての情報提供(大阪府)
			購入者(高齢者)	自転車用ヘルメットの着用の勧奨(名古屋市)
自転車貸出業者	貸出利用者	ヘルメットの貸渡し(愛媛県)		
		自転車用ヘルメットの着用等についての情報提供(大阪府)		

条例に関する 主な論点	他都市の条例における条文要約			
	誰が	誰に対して	何をするか(させるか)	
2 自転車事故の被害軽減及び被害者の救済	(2) 自転車賠償責任保険の加入促進	自治体	自転車利用者	自転車賠償責任保険への加入促進のための情報提供・啓発活動の実施（京都府、京都市、福岡市等）
		自転車利用者	/	自転車賠償責任保険への加入 <u>義務</u> （京都府、京都市、堺市等）
				自転車賠償責任保険への加入 <u>努力義務</u> （埼玉県、福岡市、静岡市等）
		教育機関	児童・生徒・学生 ・保護者	自転車賠償責任保険への加入促進のための情報提供・啓発の実施（熊本県、千葉市）
				自転車通学者の自転車賠償責任保険の加入確認（京都府、京都市）
		保護者等	監護する未成年者等	自転車賠償責任保険への加入 <u>義務</u> （京都府、京都市、堺市等）
				自転車賠償責任保険への加入 <u>努力義務</u> （埼玉県、福岡市、静岡市等）
		事業者	/	従業員に自転車を利用させる場合の自転車賠償責任保険への加入 <u>義務</u> （京都府、兵庫県、京都市）
				従業員に自転車を利用させる場合の自転車賠償責任保険への加入 <u>努力義務</u> （大阪府、堺市、名古屋市等）
			通勤で自転車を利用する従業員	自転車賠償責任保険の加入確認（京都府、京都市）
		自転車小売業者	購入者	自転車賠償責任保険に関する情報提供・勧奨（京都府、京都市、福岡市等）
				自転車賠償責任保険の加入確認（京都府、大阪府、京都市）
自転車貸出業者	/	貸出自転車に係る自転車賠償責任保険の加入 <u>義務</u> （京都府、京都市）		
		貸出自転車に係る自転車賠償責任保険の加入 <u>努力義務</u> （東京都、福岡市、名古屋市等）		
	貸出利用者	当該自転車の利用に係る自転車賠償責任保険の情報提供（京都府）		
自転車駐車場管理者	利用者	自転車賠償責任保険への加入促進のための情報提供・啓発活動（京都府、京都市）		
宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理業者	取引相手	自転車賠償責任保険の情報提供（京都府、京都市）		
保険者	自転車利用者	自転車賠償責任保険の普及啓発活動（東京都）		

条例に関する 主な論点	他都市の条例における条文要約			
	誰が	誰に対して	何をするか(させるか)	
3 自転車の点検・整備の促進	自治体		自転車の点検・整備に関する指針の作成・公表（東京都）	
		自転車利用者	自転車の点検・整備の普及、促進（京都市、福岡市、堺市等）	
	自転車利用者		反射器材等の安全器具の装着、自転車の点検・整備（京都府、埼玉県、京都市）	
	保護者等		監護する未成年者が利用する自転車の点検・整備（兵庫県、徳島県、福岡市等）	
	自転車小売業者	購入者		反射器材・制動装置を備え付けた自転車の販売（福岡市、堺市、名古屋市）
				自転車の点検・整備の必要性に関する情報提供（愛媛県、静岡市、名古屋市等）
自転車貸出業者			自転車への反射器材の装着（大阪府、鹿児島県、福岡市等）	
			自転車の点検・整備の実施（大阪府、千葉県、鹿児島県）	
4 自転車の走行環境の整備	自治体		自転車の安全利用促進のための道路環境の整備（京都府、埼玉県、京都市等）	
			自転車押し歩き区間の指定（福岡市）	